

企画競争実施の公示

令和2年7月30日

近畿運輸局 観光部 国際観光課長 鈴木 裕基

次のとおり、企画提案書の提出を招請します。

1. 業務概要

(1) 業務名

【地域の観光資源を活用したプロモーション事業】

東アジア・マレーシア市場におけるメディア等を活用した関西広域 PR 及び教育旅行誘致事業(関西広域 PR 動画制作事業)

(2) 事業の目的

本事業は、地域の観光資源を活用したプロモーション事業の一環として、近畿運輸局と関西広域連合(以下、「連携先」という。)が連携して実施するものである。

訪日の最大ボリューム層を占める東アジアから、新型コロナウイルス感染症の影響で減少している関西の将来の観光旅客回復につなげるため、関西の安心・安全対策とあわせて観光コンテンツの情報発信を行う。

(3) 事業の概要

関西の将来の観光旅客回復につなげることを目的に、連携先の構成府県市(滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥取県、徳島県、京都市、大阪市、堺市、神戸市)(以下「構成府県市」という。)を対象とし、観光プロモーション動画を制作する。

(4) 事業の内容

動画制作

以下イメージの動画を3本制作する。

- ①4～5分の観光客目線で各地域のコンテンツを組み合わせ、1日の旅の始まりから終わりまでの一連のイメージが沸きやすい、字幕及びナレーションを加えない映像と音楽での構成動画(地域の名称等、必要に応じて英語等多言語の字幕を加えることは可能とする。)1本
- ②4～5分の関西色を出したユニークな人との繋がりで構成する動画(ただし、関西圏以外の県(徳島県や鳥取県)も構成府県市に含まれているため、気を配りつつ関西らしさを演出)1本
- ③約30秒(ティザー版)のインパクト性のある動画(地域の名称等、繁体字、英語、韓国語、簡体字の各字幕を加え、4種類(字幕のみ異なる)作成)1本

連携先の構成府県市(2府6県4都市)について必ず撮影に含むこと。

ただし、①、②の動画は、構成府県市1都市あたり2～3スポットを採用し、20秒程度の構成とし、全ての構成府県市を盛り込むこと。③については、必ずしも全ての構成府県市を網羅していなくても可とする。

撮影のみで足りない場合は、自社が保有する関西の映像や画像及び、構成府県市から提供の映像や画像等を加えて制作すること。

4K対応にて制作し、YouTubeチャンネル等に動画を掲載できるものとし、多くの人に閲覧してもらえるように4K以外も対応できるように工夫すること。

③は令和2年9月30日(水)を納期とする。(台湾カルフル日本展 関西フェア(仮称)10月6日～20日(予定)で流すことを想定。)

①、②は令和2年12月23日(水)を納期とする。

※映像等の著作権及び使用料や取材に要する費用を含め、企画・制作に関する費用は全て見積もりに含めること。

(5) 履行期限

令和3年3月5日(金)

2. 企画競争参加資格要件

- (1) 予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- (2) 令和01・02・03年度国土交通省競争参加資格(全省庁統一資格)「役務の提供」において、競争参加地域が「近畿地区」の一般競争参加資格を有するものであること(但し、地方自治体を除く)。
- (3) 近畿運輸局長から指名停止を受けている期間中でないこと。
- (4) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

3. 手続等

(1) 担当部局

〒540-8558 大阪市中央区大手前4-1-76 近畿運輸局観光部国際観光課

TEL 06-6949-6796 FAX 06-6949-6135

(2) 説明書の交付期間、場所及び方法

令和2年7月30日(木)から令和2年8月19日(水)17時まで、場所は上記(1)に同じ。

なお、新型コロナウイルス感染症の予防対策のため、上記(1)に連絡の上、電子データでの交付を推奨する。

(3) 企画提案書の提出期限、提出先及び方法

令和2年8月20日(木)17時00分、提出先は上記(1)に同じ。

持参又は郵送(書留郵便に限る。)にて、企画提案募集説明書に基づき5部提出のこと。(書式は、A4縦、横書き、左綴じとする。)

(4) 説明会の日時及び場所等

説明会は実施しない。

(5) 企画提案に関するヒアリングの有無、日時及び場所

ヒアリングは実施しない。

4. その他

(1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨 : 日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 関連情報を入手するための照会窓口 : 上記3.(1)に同じ。

(3) 企画提案書の作成及び提出に要する費用は、企画提案者側の負担とする。

(4) 提出された企画提案書は、当該提案者に無断で二次的な使用は行わない。

(5) 企画提案書に虚偽の記載を行った場合は、当該企画提案書を無効とするとともに、虚偽の記載を行った応募者に対して指名停止を行うことがある。

(6) 特定した提案内容については、国等の行政機関の情報公開法に基づき、開示請求があった場合、あらかじめ「開示」を予定している書類とする。

(7) 提案が特定された者は、企画競争の実施結果、最適なものとして特定したものであるが、会計法令に基づく契約手続きの完了までは、国との契約関係を生じるものではない。

(8) 企画競争の実施結果として、以下の項目について、特定通知後速やかに公表し、少なくとも契約締結日までの間は公表することとする。

① 特定した企画提案書を提出した企画競争参加者の名称、住所、代表者氏名及び決定日

② 企画競争参加者毎の審査及び評価項目毎の得点及び合計点

(9) 事業の詳細は説明書による。